

# 民法（債権関係）改正と代理受領

上河内 千香子

## 目次

- 一 はじめに
- 二 代理受領の構造
  - 1 債権者・債務者間の関係
  - 2 第三債務者の承諾
- 三 委任規定の改正と代理受領
  - 1 復代理人の選任等（644 条の 2）
  - 2 委任契約の任意解除権（改正 651 条）
- 四 債権譲渡法制の改正と代理受領
  - 1 債権譲渡制限（禁止）特約の効力（改正 466 条 2 項 3 項）
  - 2 将来債権の譲渡（466 条の 6）
  - 3 抗弁切断規定（改正前 468 条 1 項）の削除
- 五 終わりに

## 一 はじめに

本稿は、近時の民法（債権関係）改正の議論及び改正法を手掛かりに、改正後における代理受領の意義を考察するものである。代理受領は、戦後直後の金融逼迫期を背景として、政府や公共企業が建設会社に発注する建設請負工事について、建設会社が、政府からの支払われる工事代金を銀行などの金融機関に受領委任することを認めることにより、銀行から融資を得られるようにしたことが始まりであったといわれている<sup>(1)</sup>。このため、当時の代理受領の主体は、第三債務者は官公庁、債務者は中小の建設業者、債権者は金融機関、代理受領の目的債権は請負工事代金債権であり、代理受領の目的は、「債

---

(1) 松本恒雄「担保としての代理受領と立法化の是非」法時 73 卷 11 号 41 頁（2001 年）代理受領の詳細な沿革については、鳥谷部茂「代理受領・振込指定の担保的機能（1）—担保構造からの検討—」近大法学 32 卷 2・3 号 12 頁以下参照（1985 年）。

債担保」であった<sup>(2)</sup>。しかし、その後、代理受領の第三債務者は、官公庁以外の民間会社に拡大し、代理受領の利用目的も債権担保以外のものが現れる等多様化するに至っている<sup>(3)</sup>。

一方、近時においては、将来債権譲渡を緩やかに認めるに至った最判平成11年1月29日民集54巻4号1562頁等、債権譲渡についての一連の判例が展開され、さらに、2017年には民法（債権関係）改正が実現するなど、代理受領の前提となる判例及び立法の領域については、大きな変化が生じている。このような変化は、代理受領の存在意義についても影響を与える可能性があるといえよう。

このため、本稿では、まず、二において、検討の前提となる代理受領の基本構造について確認を行い、その上で、三において「委任」の改正法と代理受領の関係を検討する。後述のように、代理受領は、債権者を受任者、債務者を委任者とする委任状が作成され、その内容も「債権の請求及び弁済の受領等を委任する」というものになっている。したがって、契約の性質としては「委任契約」であり、改正後の委任規定が、従来の代理受領委任契約の内容に与え得る影響を明らかにする必要があると考えられるためである。さらに、四において、改正後の代理受領の存在意義を考えるにあたり重要になると思われる「債権譲渡」の改正に関する議論の検討を行う。この度の「債権譲渡」の改正は、債権譲渡による（担保を含めた）債権流動化の促進と債務者の保護の調和を図ることを目的としており、具体的には、譲渡禁止（制限）特約に関する規定の改正（改正466条）、将来債権譲渡についての規定の新設（改正466条の6、467条）、異議をとどめない承諾の制度（改正前468条1項）

---

(2) 鳥谷部・前掲注(1)12頁以下。

(3) 代理受領の多様化に言及する比較的近時の論稿としては、例えば、宮川不可止「代理受領論の現代的展開」京都学園法学2008年1号5頁以下、上河内千香子「代理受領と三角取引」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』100頁以下（別冊NBL161号2016年）等がある。

の廃止などが実現した。従来、債権担保手段として代理受領を用いる理由の一つとしては、債権担保手段として債権譲渡を行うにあたっての債権譲渡法制の限界が挙げられてきた。このため、上記の改正により、債権譲渡による債権担保の可能性がどの程度拡大し、そして、そのことが代理受領の意義にいかなる影響を与えるのかを検討する必要がある。本稿では、以上の検討を踏まえて、五において、民法（債権関係）改正後の代理受領の意義について考察を行うこととする。

## 二 代理受領の構造

代理受領とは、債権者 A が、自己の債権の回収を確保するために、債務者 B が第三債務者 C に対して有する代金債権等について、B から委任状を用いて請求および受領することの委任を受け、さらに、C の承諾（奥書）を得た上で、これに基づき受領した金銭を債権の弁済に充当する担保方法である。伝統的な典型例は、発注者 C に対して工事請負代金債権を有する請負人 B が金融機関 A の自己に対する貸付金の回収を確保するために代金債権取立の委任状を作成し、C による承認の奥書を得て A に交付するというものである<sup>(4)</sup>。このような代理受領は、法形式的には、A B 間における債権の請求、弁済の受領等を内容とする委任契約、B C 間の売買や請負などを原因とした債権、及び C による A B 間の委任契約の承諾から構成される。

### 1 債権者・債務者間の関係

債権者 A の権利義務は、A B 間において締結される代理受領委任契約の内容により定まることになる。委任契約の内容は必ずしも統一化されているものではないが<sup>(5)</sup>、内容としては、まず、A B 両名の記名・押印がなされ、① B は C に対して有する代金債権の請求、受領に関する一切の権限、及び②復

(4) 鳥谷部・前掲注 (1) 13 頁。

(5) 戸部秀明「請負代金債権の担保化（上）—代理受領契約の法的検討と実務上の留意点—」金法 1390 号 8 頁（1994 年）。

代理人の選任、について委任する旨が記載される。さらにこの委任状においては、特約として、③この委任は担保のためである、④BはAの同意なしに解除または変更できない、⑤第三者に重ねて取立ての委任やAの同意なく債権の譲渡、質入れをしない、⑥弁済の受領はAだけがいき、Bは受領しない、という項目が記載され、これらを通じて、代理受領委任契約は、債権担保としての機能を備えることになる。そして、その上で、⑦（Cに対して）、上記委任を承諾の上、代金の支払いはAのみに支払われたい旨の依頼がされ、末尾において、⑧上記の件、異議なく承諾します（日付、署名、捺印）の欄が設けられる<sup>6)</sup>。

## 2 第三債務者の承諾

代理受領の第三債務者Cは、上記のA B間における代理受領委任契約を「承諾」する奥書をするが、このことによりCが負担する法的義務が問題となる。従来、この問題は、承諾をしたCが債務者Bに対して弁済をした場合にいかなる義務違反を構成することになるのか、という形で論じられてきた。Cの承諾の意義については、かつては、事実の確認に過ぎないと解して承諾による法的責任を否定する下級審判例及び学説も存在するところであったが<sup>7)</sup>、最判昭和44年3月4日民集23巻3号561頁は、CがBに弁済した場合について、「承諾は、単に代理受領を承認するというにとどまらず、代理受領によって得られる被上告人（A）の右利益を承認し、正当の理由なく右利益を侵害

(6) 代理受領の書式例は、例えば、鈴木祿弥＝竹内昭夫編『金融取引法大系第5巻 担保・保証』（有斐閣、1984年）19頁以下、鳥谷部・前掲注（1）19頁以下、安永正昭「代理受領の「担保」としての効力とその限界—最一小判昭61・11・20をめぐって—」金法1193号15頁以下（1988年）等に提示され、検討が行われてきた。また、加藤雅信「代理受領・振込指定」金融法研究9号77頁以下（1993年）、山野目章夫「代理受領・振込指定—T字型代理受領構成の検証」別冊NBL31号255頁以下（1995年）では、代理受領の新たな書式として、甲—乙間における代理受領の委任及び甲・乙—丙間の支払い方法に関する契約とする書式改善例の提案とその検討が行われている。

(7) 脇屋寿夫「債権確保のための代理受領権の取得」金法187号3頁（1958年）。

しないという趣旨をも当然包含する者と解すべきであり、したがって、同建設部 (C) としては、右承認の趣旨に反し、被上告人の利益を害することのないようにすべき義務があると解するのが相当である」と判示した上で、不法行為責任を認めている<sup>(8)</sup>。一方、学説は、この問題について、第三債務者 C の承諾を A に対する契約責任の根拠にすることを模索してきた<sup>(9)</sup>。

### 三 委任規定の改正と代理受領<sup>(10)</sup>

代理受領については、債権者・債務者間において、上記のような「代理受領委任契約」が締結される。委任状の内容は、今日までの代理受領の判例の展開を受けて、漸次整備され、上記の特約部分の記載のない「単純委任型」、特約のうち④までが記載されている「解約制限型」、⑥までが記載されている「支払制限型」に進化を遂げており<sup>(11)</sup>、現在では、右の支払制限型がほとんどであるといわれている<sup>(12)</sup>。しかし、右のような傾向の下でも、当事者間において締結された個別具体的な委任契約の内容は、代理受領の効果を考えるにあたり看過できるものではない。

(8) この見解は、最判昭和 61 年 11 月 20 日集民 149 号 141 頁にも踏襲されている。

(9) この点の詳細については、上河内千香子「代理受領と多角的法律関係」椿寿夫・中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』336 頁以下 (日本評論社 2012 年) 参照。右論稿では、代理受領を椿博士の提唱する「多角的法律関係」と構成した上で、C が代理受領に関与する程度に応じて法的責任を定めることを提案した。なお、鳥谷部茂「集合債権の譲渡担保と代理受領・振込指定(下)―担保構造の比較を中心に―」法時 57 卷 1 号 100 頁(1984 年)では、C は、承諾を通じて、担保(類似)の拘束力を受けることになるため、B に弁済した場合、A の権利は影響を受けずに存続するため、A から再履行請求を受けることになる、と述べている。

(10) 中間試案までの議論については、藤田寿夫「代理受領と委任・準委任規定の改正」香川法学 33 卷 1・2 号 (2013 年) 1 頁以下参照。

(11) 鳥谷部・前掲注 (1) 22 頁。松本恒雄「代理受領の担保的効果(上)」判タ 423 号 34 頁 (1980 年)。

(12) 宮川・前掲注 (3) 8 頁。

一方、民法（債権関係）改正により、委任規定については、従来の規定の改正及び新たな規定の追加が行われている。委任規定が強行規定ではないかぎり、代理受領委任契約の内容は、委任規定に優先する。しかし、代理受領の中には書面を作成しない事例もあるといわれており<sup>(13)</sup>、この場合には委任規定の解釈に基づいて問題が解決される余地があろう。このため、以下においては、民法改正で新たに設けられた復委任についての規定（改正 644 条の 2）及び委任契約の任意解除権の規定（改正 651 条）についての立法過程の議論を整理した上で、代理受領委任契約において設けられている上記②復代理人の選任、及び、④解除権不行使特約に与える影響を検討する。

### 1 復代理人の選任等（644 条の 2）

新設された 644 条の 2 においては、第 1 項において、「受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。」という形で受任者の自己執行義務の原則及び例外的に復受任者を選任することができる場合について言及し、さらに、第 2 項において、「代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う」と定めている。上述の通り、代理受領契約の書式においては、復代理人の選任が委任事項となっているものが多く見受けられるため<sup>(14)</sup>、上記の改正 644 条の 2 との関係を検討する余地がある。

---

(13) 藤田・前掲注（10）7 頁。中馬義直「債権担保のためにするいわゆる代金代理受領権委任契約の法律的性質」神奈川法学 1 巻 1 号 59 頁（1965 年）においても、場合によっては、単に「受領権を委任する」ことのみを記載した上で、これに承諾の奥書を受けるといふあっさりした形式のものもあるかもしれない、と述べられている。

(14) 前掲注（6）で挙げた文献で紹介した書式例においては、いずれも復代理人の選任が委任契約の内容となっている。ただし、谷川久『商品の売買』243 頁以下（有斐閣 1964 年）に掲載されている売掛代金債権の担保を目的とする代理受領の書式では、復代理人の選任は特約事項として挙げられていない。

644 条の 2 第 1 項は、委任が当事者間の個人的な信頼関係を基礎とする以上、受任者が委任事務を自ら執行するのが原則であるということをも明文化した上で、その例外として、委任者の「許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるとき」に限り復受任者を選任することができることを定めたものである<sup>(15)</sup>。右の規定の趣旨については、委任による代理人が復代理人を選任する要件については 104 条に規定が設けられおり、それ以外の委任における復委任の選任については 104 条の適用あるいは類推適用により対応されてきたものの、104 条は、本来、復代理人が第三者の間でした法律行為の効果が本人に帰属するという外部的効果についての規定であるため、新たに、代理以外の委任を含む委任一般を対象として、復委任の有効性という内部関係の問題について規定を設けたと説明されている<sup>(16)</sup>。さらに、644 条の 2 第 2 項については、第 1 項と同じく、復委任の内部関係の問題として、復受任者が委任者に対していかなる権利義務を有するのかという問題があるため、現行 107 条 2 項のうち任意代理の内部関係に関する部分を委任の箇所に移したものであると説明されている<sup>(17)</sup>。

代理受領委任契約においては、通常、債権の請求及び弁済の受領と共に復代理人の選任が委任内容となっている。この点は、同条の「委任者の許諾を得たとき」に該当するものと考えることが可能であり、したがって、644 条の 2 第 1 項に沿うものとなっている。すなわち、従来の代理受領委任契約における復代理人の選任の内容は、改正 644 条の 2 の規律に合致するものといえよう。また、代理受領委任契約により選任された復代理人（復受任者）の委任者（債務者）との関係についても、右の契約において特約がない場合には、同条 2 項に基づいて解釈していくことになる。

## 2 委任契約の任意解除権（改正 651 条）<sup>(18)</sup>

(15) 潮見佳男他編『詳解 改正民法』515 頁（商事法務 2018 年 <角田美穂子執筆>）。

(16) 中田裕康他編『講義 債権法改正』295 頁（商事法務 2017 年 <中田裕康執筆>）。

(17) 中田他編・前掲注 (16) 296 頁。

### （1）改正の内容

民法 651 条は、委任契約の任意解除権についての規定であるが、改正前には、1 項において委任契約の当事者に任意解除権を認めると共に、2 項において、相手方に不利な時期に委任を解除した場合には、やむを得ない事由がある場合を除き損害賠償義務が発生することを定めていた。一方、改正 651 条は、改正前と同様、1 項において、委任契約の当事者に任意解除権を認めると共に、改正前の 2 項の損害賠償が発生する場合の解除について、「委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき」を追加した（改正 651 条 2 項 2 号）。

従来、判例は、委任契約が受任者の利益をも目的とする場合には、委任者は原則として本条に基づいて委任を解除することができないという見解を示してきた。例えば、大判大正 9 年 4 月 24 日民録 26 卷 562 頁は、X が Y に対して金銭債権を有していたところ、Y が X に対して Y の Z に対する債権の取立てを委任し、取立金額の一部を Y に対する手数料とした上で、この手数料を Y の X に対する債務の弁済に充当することを合意したという事案について、改正前 651 条は受任者が委任者の利益のために事務を処理する場合に適用されるものであり、事務の処理が受任者の利益をも目的とするときは、委任者は同条により委任を解除できないと判示している。しかし、その一方で、判例は、事務処理が受任者の利益を目的としている場合であっても、委任者が任意解除権を行使することができる事例として、受任者が著しく不誠実な行動に出た等やむを得ない事由があるとき（最判昭和 43 年 9 月 20 日裁集民 92 号 329 頁<sup>(19)</sup>）、委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものとは解され

---

(18) 撤回できない代理についての論稿としては、浜上則雄「撤回しえない任意代理権について」民商 40 卷 1 号 2 頁以下（1959 年）、鳥谷部茂「ドイツにおける撤回できない代理—権利担保論の一環として—」筑波法政 4 号 55 頁以下（1981 年）がある。

(19) 経営不振に陥った X が事業再建のため債権者の一人である Y に経営を委任したが、Y が独断で不動産の名義を変えるなどした事案である。



ない事情があるときを挙げ、後者については、解除によって受任者が被る不利益については損害賠償によって填補されれば足りるとしている(最判昭和56年1月19日民集35巻1号1頁<sup>(20)</sup>)。本改正は、このような判例法理を明文化したものと説明されている<sup>(21)</sup>。

## (2) 「受任者に担保権を付与するための委任」についての議論

一方、本条の改正過程初期の段階においては、最終的には立法化には至らなかったものの、代理受領の前提となるような委任についても規定を設けることが検討された様子が伺える。すなわち、『債権法改正委員会試案(以下「委員会試案」と略する。)]では、委任の解除についての試案である【3.2.10.15】において、「<1>委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる」と定めると共に、右の委任の解除権が制限される類型として、①もっぱら受任者又は第三者の利益をはかるための委任、②委任者の利益のみならず、受任者の利益をもはかるための委任に分けた上で、①の種類の委任については「<3>委任がもっぱら受任者または第三者の利益をはかるものである場合には、委任者は委任を解除することができない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない」、②の種類の委任については「<4>委任が、委任者の利益のみならず、受任者の利益をもはかる者である場合において、委任者が委任の解除をしたときは、この解除によって相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、委任者が解除をするにつき正当の事由があったときは、この限りでない。」と定めていた<sup>(22)</sup>。その上で、①の典型例としては、債務整理のための委任、権利移転の実現のための委任と共に「受任者に担保権を付与するための委任<sup>(23)</sup>」を挙げており、②の典型例として、建物管理業務委託や販売業務委託のような、委任者から自己の業務を委託され

---

(20) Xが所有する住宅を賃貸してその管理をYに委託し、管理料を無料とする代わりに賃借人が差入れた保証金をYが自由に利用できるとしていたところ、賃料増額交渉をめぐるトラブルからXが管理契約を解除した事案である。

(21) 潮見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』295頁(金融財政事情研究会 2015年)。

た受任者がそれを事業として行うものを挙げていた<sup>(24)</sup>。試案は、上記のように委任を①及び②に分類した上で解除の可否及び解除の効果に差異を設けた理由としては、判例の一般論及び学説は、①を②に包摂した上で、①については委任者の解除権放棄特約があると推定すべきと論じているが<sup>(25)</sup>、①は「委任契約が受任者の権利の保全のための手段としてなされる場合」という特殊な委任であって、普通の委任である②における解除権の制限とは区別した上で効果についても差異を設ける見解を取り入れたものと説明している<sup>(26)</sup>。

部会資料である『民法（債権関係）の改正に関する検討事項（以下「検討事項」と略する。）』においても、「民法第651条は、委任は各当事者がいつでも解除することができることを規定しているが、受任者の利益をも目的とす

---

(22) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針V—各種の契約（2）』122頁以下（商事法務 2010年）。ちなみに、本文中の試案における〈2〉は、「当事者の一方が相手方の不利な時期に委任を解除したときは、その当事者の一方は、この解除によって相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。」と提案していた。

(23) その例として、大判大正4年5月12日民録21輯687頁が挙げられている。右の裁判例は、AがBに対して消費貸借上の債権を有していたところ、Bが、その弁済として自己に帰属する金鵝勲年金の証書をAに交付した上で年金の受取方をAに委任していたが、当該委任の解除及び上記の年金証書の返還を請求したという事案について、債権者が自己の債権の弁済を確保するために債務者が第三債務者に対する債権の取立てを委任させ、それと同時に債務者に委任契約の解除権を放棄させるのは正当であり、放棄は有効であるという一般論を提示した上で、本件事案の債権の場合には、武功功労者を優遇する勲章に附帯する年金という性質より絶対的専属性が認められ、解除権放棄特約が存在しても強制し得ないものであるため、委任契約を解除し得ると判示した原審を支持した。

(24) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（22）125頁。

(25) 我妻栄『債権各論中巻二』693頁（岩波書店 1962年）、『新版注釈民法（16）』284頁（＜明石三郎執筆＞ 有斐閣 1989年）

(26) 民法（債権法）改正検討委員会編・前掲注（22）125頁注（6）参照。この見解として、来栖三郎『契約法』551頁（有斐閣 法律学全集 1974年）が挙げられおり、①の例として、「債権担保の目的を以てする債権取立の委任」が挙げられている。

る委任について委任者の任意解除権が制限されるかが議論されている。判例は、この場合の任意解除権の行使を緩やかに認める立場に変遷してきたなどと評価されているが、このような判例の立場に対しては、学説の評価も分かれ、様々な見解が主張されている。これを踏まえて、委任が受任者の利益を目的とする場合であっても基本的には委任者は任意解除権を行使することができるとした上で、専ら受任者か第三者の利益を目的とする場合にはこの解除権が制限されるとする考え方や、当事者が任意解除権を放棄したと認められる事情がある場合にはその当事者は任意解除権を行使することができないとする考え方などが提示されている」と説明されている。そして、その上で、委任の事務処理が受任者の利益のためになされるものの例として、「XがYに対し、XのZに対する債権の取り立てを委任し、取立金額をYに対するXの債務の弁済に充てることを内容とする契約」という形で、代理受領をうかがわせるものを挙げている<sup>(27)</sup>。

その後の「中間的な論点整理」の段階においても、上記の「委員会試案」及び「検討事項」と同様に①と②を区別した上で、①のタイプの委任について、「専ら受任者か第三者の利益を目的とする委任の場合には、やむを得ない場合を除き委任者は解除できない」とする提案を維持している<sup>(28)</sup>。しかし、上記の論点の検討段階の部会資料では、委任契約の解除権（民法 651 条）について、「民法 651 条の規律を維持した上で、委任が、委任者の利益だけでなく受任者の利益をも目的とするものである場合には、委任者が委任の解除をしたときは、相手方が被った損害を賠償しなければならない旨の規定を設けるものと

(27) 『民法（債権関係）の改正に関する検討事項』629頁（2011年 民事法研究会）。この点は、藤田・前掲注（10）7頁においても指摘されている。ただし、このタイプの例としては、本文のような代理受領を伺わせる設例と共に、Xの所有する不動産の売却をYに委任し、その売却代金をYに対する債務の弁済に充てるという設例も挙げられており、代理受領のみを想定しているわけではない。

(28) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』412頁参照（商事法務 2011年）。

してはどうか」と提案されている<sup>(29)</sup>。すなわち、この段階において、①の類型の委任である「専ら受任者が第三者の利益を目的とする委任の場合には、やむを得ない場合を除き委任者は解除できない」は削除され、②類型のみが提案されるに至っているのである。その理由として、「委員会試案」で言及された「債権担保の目的をもってする取立委任」のように、委任契約が受任者の権利の保全のために手段としてされる場合は、委任された事務の内容等を考慮した上で、契約当事者間において、委任者が任意解除権を有しない旨の特約があるとして処理すれば足りるのではないか、そして、委任者が任意解除権を有しない旨の特約がある場合には、委任が受任者又は第三者の利益のみを目的としているかどうかにかかわらず、委任者は契約を解除することができないことになるはずであり、そうであるとすれば、仮に規定を設けるのであれば、より一般的に、委任者が任意解除権を有しない旨の特約がある場合には、委任者が任意解除を有しない旨の規定を設けるべきであるし、そもそも、任意解除権について定めた民法 651 条は任意規定であるため特約が優先することとなるためこのような規定を設ける必要はない、と述べられている<sup>(30)</sup>。つまり、「債権担保のための取立委任」の場合には、委任者が解除権を有しない趣旨の特約を認定すれば、651 条が任意規定であるために問題は生じないという理解が示されているといえよう<sup>(31)</sup>。

その後の中間試案においても、「委任契約の解除権（民法 651 条関係）民法第 651 条の規律を維持した上で、次のように付け加えるものとする。委任が受任者の利益をも目的とするものである場合（その利益が専ら報酬を得ることによるものである場合を除く。）において、委任者が同条第 1 項による委任の解除をしたときは、委任者は、受任者の損害を賠償しなければならないも

---

(29) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第 2 集< 8 巻>—第 55 回～第 59 回会議 議事録と部会資料—』437 頁以下（商事法務 2014 年）。

(30) 商事法務編・前掲注 (29) 439 頁以下。

(31) 潮見・前掲注 (21) 295 頁においても本条は任意規定であると説明されている。

のとする。ただし、やむを得ない事由があったときはこの限りでないものとする」という形で、担保のための取立委任を想定した①類型の「専ら受任者が第三者の利益を目的とする委任の場合には、やむを得ない場合を除き委任者は解除できない」は、取り上げられなかった<sup>(32)</sup>。

しかし、その一方で、②の類型に債権回収のための取立委任を含めるような見解も存在する。例えば、内田貴『民法改正のいま—中間試案ガイド—』では、②類型の委任である「委任者の利益のみならず、受任者の利益をもはかるための委任」の説明の中で、「委任者が受任者に対して債務を負っており、委任者の第三者に対する債権の取り立てを受任者に委託し、取り立てた金銭を委任者の受任者に対する債務の弁済に充てることが約束された場合」、すなわち、取立委任の場合について、第三者が十分な資力を持つ人であるなら、受任者が委任者の第三者に対する債権の取り立てを委任されることにより、自分の委任者に対する債権の回収を確実にすることができる、と述べている<sup>(33)</sup>。この見解は、上述のような「委員会試案」において言及された①類型を②類型に含めて考える見解と軌を一にしているといえよう。

以上のような立法過程の議論を前提に代理受領委任契約の解除の可能性を考えた場合、通常、特約により、債務者（委任者）は債権者（受任者）の同意なしに解除または変更できないという解除制限特約が付されているはずであり、この特約が任意規定である 651 条に優先するため、同条が代理受領の解釈に多大な影響を与えるとは考えにくい。しかし、仮に、代理受領委任契約が改正 651 条 2 項 2 号の「委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることに

(32) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）』178 頁以下（商事法務 2013 年）参照。

(33) 内田貴『民法改正のいま—中間試案ガイド—』185 頁（商事法務 2013 年）。同様の見解は、商事法務編・前掲注（29）157 頁にも見受けられるところであり、このような委任は、一方的に解除することですべてが奪われるので、一方的に解除されたことで損害が生じたことが証明された場合には損害賠償の対象になると述べられている。そのほか、同様の見解は、潮見・前掲注（15）519 頁にも見受けられる。

よるものを除く）をも目的とする委任を解除したとき」に該当すると考えるのであれば、解除制限特約が存在しなかった場合には、代理受領委任契約の解除が損害賠償と共に可能と解する余地が生じる<sup>(34)</sup>。しかし、この問題については、改正 651 条では、任意解除権を放棄する合意は有効であり、取立委任の場合には、任意解除権を放棄する合意がなされていると評価される余地があると説明されている。したがって、仮に債務者（委任者）の解除権の取扱いについて特約が存在しなかったとしても、任意解除権放棄が合意されていると解釈することにより、問題を回避することになるであろう。

#### 四 債権譲渡法制の改正と代理受領

従来、代理受領が債権担保手段として用いられる理由としては、①官公庁発注の請負代金債権のように、譲渡・質入れ禁止特約のある債権を担保化し得ること、②債権質・債権譲渡担保のような正規の担保を設定した場合、第三債務者に中間債務者の契約履行および信用についての不安を与えてしまうこと、③第三債務者からの承諾は、債権質や債権譲渡についてよりも代理受領についての方が抵抗感なく取りやすい、④工事請負の場合には工事の出来高に応じて数回に分けて内金が支払われるが、債権譲渡によるにはその都度手続きを取らねばならないこと、⑤未だ発生していないが、将来発生することが確実である債権の担保化が可能であること、ということが指摘されてきた<sup>(35)</sup>。以上より、代理受領の存在意義は、債権譲渡による債権担保の制約と深い関係があることが伺えよう。

しかし、特に 2000 年以降、多数の債権譲渡に関する最高裁判決が現れ、さ

---

(34) このため、藤田・前掲注 (10) 7 頁は、「委員会試案」及び「検討事項」で提案された「委任が、もっぱら受任者又は第三者の利益をはかるものである場合」の提案を立法化するべきであったと述べられている。

(35) 鳥谷部・前掲注 (1) 16 頁以下、松本・前掲注 (1) 41 頁、山野目・前掲注 (6) 255 頁、宮川・前掲注 (3) 2 頁以下等。

らに、2017年の民法(債権関係)改正により、債権譲渡法制については大規模な立法及び改正が行われた。したがって、代理受領の今日的意義を考えるにあたっては、現時点での債権譲渡をめぐる立法及び判例の到達点を整理する必要があると考えられよう。このため、以下においては、特に、従来の代理受領の債権担保手段としての存在意義を考えるにあたり指摘されてきた債権譲渡制限(禁止)特約の効力に関する改正法である466条2項及び3項(1)、将来債権譲渡についての新設規定である466条の6(2)、及び抗弁切断規定である改正前468条1項の削除(3)についての改正過程の議論を整理した上で、代理受領に与える影響を考察する。

### 1 債権譲渡制限(禁止)特約の効力(改正466条2項3項)

従来、債権譲渡禁止特約は、請負報酬債権、預金債権、売掛債権等に付されてきた<sup>(36)</sup>。そして、このような譲渡禁止特約付き債権が譲渡された場合の効力については、わが国の判例通説は、原則無効(物権的効力説)<sup>(37)</sup>、例外的に善意・無重過失の第三者に対抗し得るという構成を採用していた<sup>(38)</sup>。そして、上記のような構成では、譲渡禁止特約付き債権を譲渡担保・債権質の

(36) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』386頁以下(信山社 2017年)。潮見佳男『プラクティス 民法 債権総論〔第5版〕』468頁(信山社 2018年)では、今日における譲渡制限特約が付される典型例として、国・地方公共団体の発注した公共工事における請負人の国・地方公共団体に対する請負報酬債権が挙げられており、民間企業(中小企業)等も、反社会的勢力などと取引関係を持つことを避けるために、債権に譲渡制限特約を付す場合があると説明されている。譲渡制限(禁止)特約が付される場面について、前者は、従来指摘されてきた本文①と大きな差異はないものの、後者のような反社勢力との取引関係が生じることを回避するという点は、譲渡禁止特約が付される理由としては今日的な要素と思われる。

(37) 最一小判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁、最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁、最判平成21年3月27日民集63巻3号449頁。我妻栄『新訂債権総論』岩波書店(1964年)524頁においても、譲渡制限特約付き債権の譲渡は債権者の義務違反を生ずるだけでなく譲渡の効力を生じないものと述べられている。

(38) 最一小判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁。

目的とすることが困難であったことが、代理受領が債権担保手段として用いられるようになった一因となっていた<sup>(39)</sup>。

しかし、改正 466 条 1 項は、「債権は、譲り渡すことができる」ことを原則とした上で、2 項において「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。」としつつ、3 項において「前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる」と定めている（相対的効力説）<sup>(40)</sup>。すなわち、改正 466 条 2 項及び 3 項によると、譲渡制限特約付き債権が第三者に譲渡された場合、第三者の主観（善意・悪意）にかかわらず譲渡は有効となり、債務者は、悪意・重過失の譲受人に対して、譲渡制限特約の存在を理由に履行を拒絶し、譲渡人への弁済を対抗しようということになる<sup>(41)</sup>。譲渡制限（禁止）特約は、債務者については、①譲渡に伴う

---

(39) 山野日章夫＝深山雅也＝井上聡 「連載 債権法改正と実務上の課題 number8 債権譲渡制限特約」ジュリ 1522 号 62 頁以下（2018 年）においても、譲渡禁止特約付債権は、債務者の信用が高い債権であることが多く、担保として利用したい債権ではあるが、改正前の規定の下では、特約が付いていることが分かると悪意と認定されるため有効な担保として取得することができず、実務上は強い振込指定、あるいは、代理受領が用いられてきた、と説明されている（井上発言）。

(40) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第 1 集＜第 2 巻＞—第 7 回～第 10 回会議 議事録と部会資料—』292 頁（部会資料 9-2 5 頁）（商事法務 2011 年）では、相対的効力案とは、譲渡当事者間においても特約付き債権の譲渡は有効であり、譲受人が特約の存在について悪意であるときには、債務者は譲受人に対して特約の効力を対抗できるとする考え方であると説明されている。

(41) 潮見・前掲注 (21) 133 頁。もっとも、改正 466 条の 5 により、譲渡制限特約付き預貯金債権の譲渡の効力は、悪意・重過失の譲受人との関係では無効（物権的効力）となっており、改正前と同様の効力が維持されることとなっている。



事務の繁雑化の防止、②過誤払いの危険の回避、③相殺の期待の確保、という利点があるものの、その一方で、債権者にとっては、特約の存在が債権譲渡による資金調達の妨げになっていた。改正では、このような両者の利益を調和させる観点から、特約の第三者効の見直しが検討され、最終的には、債務者側の特約の利点としては特約による弁済先の固定という要素に合理性が見いだされ、その限度で特約の効力を認めることとなった<sup>(42)</sup>。その結果、工事請負代金債権など、従来、譲渡禁止特約が付されていたため、代理受領による担保化が行われてきた債権は、今後は有効な譲渡が可能になったといえる。

しかし、本条により、譲渡禁止特約付き債権の譲渡は有効となったものの、改正のねらいであった債権譲渡による資金調達の促進が図られるか否かについては、慎重な見解も少なくない。例えば、改正法について、立法者は、譲渡制限特約付き債権の譲渡が債務者との関係で債務不履行を構成しないという見解を示しているが<sup>(43)</sup>、この点については必ずしも見解が一致しておらず<sup>(44)</sup>、このような前提の下で譲渡制限特約付き債権を譲渡した場合、債務者側が、契約の更新や新規の発注を控えるなどの防御策を取り、債権者側に事実上の不利益が発生する可能性がある。また、本条の改正により、経済的立

---

(42) 商事法務編『民法(債権関係)部会資料集 第2集<第12巻>—第1～第3分科会議事録と分科会資料—』914頁以下(商事法務 2016年)。このような改正法の内容については、潮見・前掲注(15)257頁<潮見佳男執筆>では、改正前との間では、発想の転換ともいえるほど大きな違いがあると評されている。

(43) その理由として、筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法(債権関係)改正』164頁(商事法務 2018年)は、債務者が譲渡制限特約を付す一般的な目的は、弁済の相手方を固定することにより見知らぬ第三者との取引を強いられる事態を防止することにあるが、このような債務者の期待は、改正法の下で債権が譲渡された場合においても、譲受人が悪意又は有過失であるときには、債務者は譲受人からの弁済の請求を拒絶した上で譲渡人に弁済することが可能であり(改正466条3項)、譲受人が善意・無重過失のときにも、債務者は供託を通じて債務を免れることが可能であり(改正466条の2)、十分に保護されることになっているためと説明している。

場の強い債務者が、改正を踏まえた特約違反の効果を契約中に定める可能性があるため、目覚ましい資金調達の活性化までは期待できないのではないか、という見解も示されている<sup>(45)</sup>。以上のように、改正 466 条を通じて譲渡制限特約付き債権の譲渡が原則有効となることを通じて、資金調達の著しい進展が望めるか否かについては不透明性が残っている。また、改正過程においては、単に取引先を固定したと同様の経済的利益が得られれば良いということではなく、その人を信頼しているからこそ契約を結んでいる場合もあるのであり、債権が移るのであればその人との付き合いを避けたいという意見も出されている<sup>(46)</sup>。改正後は、代理受領がこのような需要に応える担保手段になる可能性があるように思われる。

## 2 将来債権の譲渡（466 条の 6）

### （1）将来債権の譲渡についての判例法理の形成

代理受領が用いられる理由の一つとして、かつては、上述の⑤のように将来債権の譲渡担保が困難であることが挙げられてきた。しかし、将来債権の譲渡については、【1】将来発生する診療報酬債権の譲渡について、発生原因・債権の額・始期と終期などが特定されているかぎり、債権発生の可能性の高低にかかわらず債権譲渡は有効とする最判平成 11 年 1 月 29 日民集 53 卷 1 号 151 頁、【2】将来債権の包括譲渡予約について、予約完結の意思表示がなされるまでは、譲渡予約の目的となる債権につき譲渡人に取立権が留保され、譲渡人の債権者もこれを差し押さえることが可能であるから、譲渡人やその債権者を害するものとはいえず、公序良俗違反に該当しないと判示した最判

---

(44) 平野裕之『新債権法の論点と解釈』198 頁。中田他編・前掲注（16）221 頁<沖野眞巳執筆>では、債務不履行にあたらないと解するのは難しいが、解約権が不発生、あるいは、解約権行使が権利濫用にあたる可能性があることを指摘した上で一般条項による解決は不透明性をまぬがれないと述べている。

(45) 山野日章夫＝深山雅也＝井上聡・前掲注（39）74 頁（深山発言）。

(46) 商事法務編『民法（債権関係）部会資料集 第 3 集<第 4 巻>—第 81 回～第 85 回会議 議事録と部会資料—』166 頁以下（佐成発言）（商事法務 2017 年）。

平成 12 年 4 月 21 日民集 55 卷 6 号 1056 頁【3】取立権限留保型の将来集合債権の譲渡も有効と判示した最判平成 13 年 11 月 22 日民集 55 卷 6 号 1056 頁、【4】予約型集合債権譲渡は、債権譲渡予約について確定日付のある証書による通知・承諾をしないかぎり、当該債権の譲受人は債権の帰属変更を第三者に対抗できないと判示した最判平成 13 年 11 月 27 日、【5】将来の債権は債権譲渡によって譲渡人から譲受人に「確定的に譲渡されている」とし、譲渡の目的とされた債権が将来発生したときには、譲受人は、譲渡人の「特段の行為を要することなく当然に」当該債権を取得できるとした最判平成 19 年 2 月 15 日民集 61 卷 1 号 243 頁等の一連の判決が出されていた。

## (2) 466 条の 6 が代理受領に与える影響

以上のような判例に従い、改正民法 466 条の 6 第 1 項は、「債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない」という形で将来債権の譲渡性を明文化した。右の規定は、上記の【1】判決を明文化したものである<sup>(47)</sup>。また、同条 2 項においては、上記の【2】【4】判決の趣旨を明文化する形で「債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する」と規定した<sup>(48)</sup>。さらに、改正法においては、将来債権の譲渡と譲渡制限特約との関係についても規定を設けている。すなわち、改正 466 条の 6 第 3 項においては、「前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第 466 条第 3 項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第 1 項）の規定を適用する」と定めており、将来債権譲渡の対抗要件具備時（権利行使要件具備時）以前

(47) 潮見・前掲注 (21) 140 頁。

(48) 潮見・前掲注 (21) 140 頁。

に譲渡制限特約が付された場合には、債務者の譲渡制限特約による債権者固定の利益が譲受人の利益に優先されることとなり、一方、対抗要件具備後に譲渡制限特約が付された場合には、譲受人の債権取得の利益が優先されることとなった。また、将来債権譲渡の対抗要件についても、【5】判決を具現化する形で改正467条1項により明記されるに至っている。

以上のように、現在では、一連の判例を通じて将来債権譲渡・譲渡担保が容認され、将来債権譲渡については、譲渡制限特約との関係及び対抗要件を含めて規定が設けられるに至っている。将来債権の譲渡については、将来債権の移転時期・帰属の変更についての考え方、及び【1】判決で言及されたような公序良俗との関係で将来債権譲渡をいかなる範囲で行い得ると考えるべきかという点は明らかにはされていないが、上述のような立法化を通じて、将来債権譲渡について予測可能性が高まることとなったといえよう。その結果、将来債権譲渡（担保）による資金調達も、今後一段と容易になると考えられる。

### 3 抗弁切断規定（改正前468条1項）の削除

#### （1）改正前468条1項についての従前の見解

上述のように、債権担保手段として代理受領を用いる理由の一つとして債権譲渡による資金調達の限界が挙げられてきたが、債権譲渡が回避される理由の一つとして、第三債務者が異議をとどめることなくして債権譲渡を承諾（無留保承諾）した場合、改正前468条1項が適用され、元の債権者に対する抗弁が切断されることが恐れられているという要素が存在した<sup>(49)</sup>。このような改正前468条1項の立法趣旨について、最判昭和42年10月27日民集21巻8号2161頁は、「債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保証するため法律が附与した法律上の効果」と述べているところであった<sup>(50)</sup>。しかし、

---

(49) 安永・前掲注(6)14頁、宮川・前掲注(3)4頁、松本・前掲注(1)41頁等。

(50) 本判決は、この趣旨から悪意譲受人については抗弁の切断による保護は不要と判示している。

債権譲渡を認識したという旨の觀念の通知のみで、抗弁の喪失という重大な効果が生じる点については批判のあるところであり、また、「異議をとどめず承諾します」という一札で抗弁を失わせている現状についても問題視されていた<sup>(51)</sup>。更に、最判平成27年6月1日民集69巻4号672頁は、改正前468条1項の適用について、単なる意思的行為にとどまる承諾に「譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するために」抗弁切断という重大な法律上の効果と結び付ける以上、利益衡量上、譲受人が抗弁について善意無過失の場合に限られると判示しており、学説においても、無留保承諾の効力が過大であるという問題意識より、右判決を支持する見解が有力であった。

### (2) 債権譲渡における債務者の抗弁の取扱い(改正468条)

改正468条1項は、債務者が通知を受けるまで譲渡人に対して生じた事由によって譲受人に対抗することができることと定めた改正前468条2項を譲渡の承諾を含む「対抗要件具備時」に改めた上で、「債務者は、対抗要件具備までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」と定め、その一方で、異議をとどめない承諾による抗弁の切断の規定(改正前468条1項)を廃止した。当該規定の廃止は、従来の判例学説の問題意識に基づくものであり、債権が譲渡されたことを認識した旨を債務者が通知しただけで抗弁の喪失という債務者にとって予期しない効果が生じるのは債務者保護の観点から妥当ではないという理解によるものである<sup>(52)</sup>。

### (3) 抗弁放棄の意思表示に関する議論

改正前468条の廃止により、従来の抗弁切断の問題は、抗弁放棄の意思表示の有効性の問題に移行することになった。抗弁放棄の意思表示については、改正過程においても言及されており、立法案においても、中間試案の段階までは、債務者の抗弁放棄の意思表示については、一方的な利益の放棄であり

(51) 中田他編・前掲注(16)227頁以下、筒井=松村編・前掲注(43)177頁。

(52) 潮見・前掲注(21)143頁。

慎重にされる必要があるという理由から、債務者が書面であることが提案されていた<sup>(53)</sup>。しかし、当該提案は、抗弁の放棄一般についての規定が置かれていないにもかかわらず、この点についてだけ規定が設けられることが疑問視され、第3ステージの段階で条文化が見送られることとなった<sup>(54)</sup>。上述のように、今日までの判例は、債務者保護の観点から、異議をとどめない承諾による抗弁切断（改正前468条1項）については、善意無過失の譲受人に対してのみ認めるという形で制限的に解釈してきたが、改正後は、抗弁放棄の意思表示の効力は、上記のような譲受人の主観に基づいて否定することはできないこととなる。

抗弁の放棄について、特に問題とされているのは、「およそすべての抗弁を放棄する」、あるいは、「債権発生の原因行為に関する無効・取消しに基づく抗弁は一切放棄する」等の包括的な抗弁放棄の取扱いについてである。右のような包括的な抗弁放棄条項は、特に将来債権譲渡を受ける段階で、将来主張されるいかなる抗弁にも対応し得るように契約書に盛り込まれることが予想され、且つ、実務上の必要性も高いと指摘されている<sup>(55)</sup>。しかし、右のような包括的な抗弁放棄の有効性を広く認めるべきか否かについては見解が定まっていない。まず、包括的な抗弁放棄は債務者保護の観点から慎重に解する見解が存在する。すなわち、包括的な抗弁放棄についての条項は、債務者が消費者である場合には不当条項として消費者契約法10条で無効、債務者が事業者である場合にも改正548条の2第2項により効力が否定される余地があるのではないか<sup>(56)</sup>、さらに、それ以外の一般的な場合においても債務者が抗弁放棄の意思表示をした時点で認識していた抗弁のみが放棄の対象となる

---

(53) 商事法務編・前掲注(32)92頁以下参照。

(54) 商事法務編・前掲注(46)501頁以下（部会資料74A・12頁）

(55) 松尾久和＝高須順一「債権法改正と実務上の課題 number9 将来債権の譲渡と抗弁の対抗」ジュリ1523号103頁以下（高須発言）（2018年）。

(56) 潮見他編・前掲注(15)271頁以下参照<石田剛執筆>。

と考えるべきであると言われている<sup>(57)</sup>。しかし、その一方で、債権の譲受人の立場としては包括的な抗弁放棄条項を信頼して安心して譲り受けているという側面もあり、包括的な抗弁放棄を通じた債権譲渡の確実性により資金調達が行い得るのであり、それがひいては譲渡人及び債務者の利益にもつながる、という見解も示されているところである<sup>(58)</sup>。

#### (4) 代理受領に与える影響

従来、債権者が債権譲渡を通じて資金調達を行う場合、債務者が無留保承諾を行うことにより、債権者に対する抗弁を譲受人に主張し得なくなっていた(改正前 468 条 1 項)。この規定は、上述の最判平成 27 年 6 月 1 日により、善意無過失の譲受人に対してのみ適用されることになったが、その結果、債務者は、譲受人の主観次第で抗弁を主張し得なくなるというリスクを負っていたといえよう。そして、右のような債務者の負担するリスクは、債権担保の場面において、代理受領が用いられる理由の一つとして挙げられているところであった。

しかし、上述のように無留保承諾の規定が廃止され、今後は抗弁放棄の意思表示がない限り、抗弁要件具備時以前に生じた抗弁が接属することとなった点において、改正以前よりも債務者保護が図られており、このことは、債務者の債権譲渡に対する信頼を高めることにもつながるであろう。したがって、改正後は、債権譲渡の対抗要件である債務者の承諾を得やすくなるとも考えられる。しかし、その一方で、今後は、債権譲渡の場合には、債務者は譲渡人から包括的な抗弁放棄を迫られる可能性が残されており、右のような抗弁放棄の効力については、例えば上記のような消費者契約法 10 条等の一般条項的な規定による効力否定はどこまで可能かは不透明な状況にあると指摘

---

(57) 中田他編・前掲注(16) 229 頁以下<沖野眞巳執筆>では、将来現実化する抗弁も放棄可能ではあるが、放棄時点において予期していなかった抗弁まで放棄の効力は及ばないと指摘する。

(58) 松岡=高須・前掲注(55) 104 頁。

されている<sup>(59)</sup>。債権譲渡が回避される理由の一つである債権者の抗弁の切断については、改正後も右のような問題が残されており、今後の判例及び実務の運用いかんにより、債権譲渡の制約となる余地が残されている。

## 五 終わりに

本稿では、民法（債権関係）の改正が代理受領に与える影響について、代理受領委任契約の前提となる委任規定、及び、代理受領の存在意義に影響を与えてきた債権譲渡の改正に焦点を当てて検討を行った。前者については、従来の代理受領委任契約において設けられている復代理人選定及び解除権不行使特約について、改正により新設された644条の2（復代理人の選任等）と改正された651条（委任契約の任意解除権）との関係を検討した。その結果、従来の代理受領委任契約において見受けられる復代理人の選任の内容は新設された644条の2の趣旨に大きく矛盾するものではなく、また、後者の改正についても、改正過程における債権担保のための委任の性質に関する理解に変遷があるものの、成立した規定が、解除権不行使特約を否定するものではないと解されているため影響は大きくはないという結論に至った。

一方、債権譲渡は、譲渡制限特約の規定の改正（466条2項3項）、将来債権譲渡についての規定の新設（466条の6）、債務者の抗弁切断規定の廃止（改正前468条1項）という点において、債務者保護と債権流動化による資金調達の促進との調和が図られた内容となっており、改正を通じて、従来、代理受領の利用目的として挙げられてきた債権譲渡の制度上の制約という要素は、相当程度解消されるように思われる。したがって、今後は、債権担保による資金調達手段としての債権譲渡の有用性は、一段と増すといえよう。しかし、その一方で、代理受領は、以下の三点の理由から、今後も存在意義を失うものではないと考えられる。

---

(59) 松岡＝高須・前掲注（55）103頁以下。



まず第一に、代理受領は、債権譲渡等による債権者の交代そのものを回避したい場合の担保手段となり得る。債権譲渡による資金調達が必要が存在する一方で、債権が譲渡されることにより面識のない第三者と取引関係を有することを回避したいという需要もあるといわれている<sup>(60)</sup>。このような需要に代理受領は応えることができると思われる。

第二に、代理受領は対抗力を伴わない弱い担保的効力に留まるという特徴を有しており、従来、このような特徴が代理受領の有用性の一つとして挙げられてきた。このような有用性は、債権譲渡法制の改正を通じて影響を受けるものではなく、むしろ、資金調達手段としての債権譲渡がより一層確立されることを通じて、むしろ純化されていくともいえよう<sup>(61)</sup>。

第三に、代理受領は、特に近年は、債権担保手段としてではなく、それ以外の目的で用いられることもある。例えば、(a) 第三債務者（官公庁等）に対して物品を納入する業者が指定されている場合において、債権者が、指定業者たる債務者をダミーにして物品を納入する場合、(b) 第三債務者から直接売買代金の取立てをし得るようにするため、信用に不安のある債務者に対して、債務者の納入先の信用を利用して売買契約を締結する場合、(c) 融資金の目的外利用を防止する場合にも用いられるといわれている<sup>(62)</sup>。右のような代理受領の利用形態は、債権譲渡制度の改正により、直ちに影響を受けるものとは考えにくい。

従来より、代理受領については、債権担保手段としての債権譲渡の代替手段ではなく、独自の存在意義を認めるべきであるという指摘がなされてき

---

(60) 例えば、官公庁が債務者となる債権が反社勢力に譲渡された場合、弁済を通じて資金提供を行うことになるという意見がパブリックコメントでも出されている。

(61) 宮川・前掲注 (3) は、改正前の見解ではあるが、多くは担保的効力の強化を望み譲渡担保化を志向するが、弱い拘束力にとどめておきたい場合があり、この場合には代理受領は、振込指定と共に存続するように思われると述べている。

(62) この点の詳細については、上河内・前掲注 (9) 339 頁以下及び (注) で挙げた論稿を参照。

た<sup>(63)</sup>。民法（債権関係）改正後においては、代理受領の問題を考察する上で上記のような理解がより一層重要になるであろう。

---

(63) 例えば、鳥谷部・前掲注(1) 18頁。中馬・前掲注(13) 65頁においても、代理受領が用いられるのは、事実上必ずしも第三債務者が債権質や債権譲渡を忌避する場合にのみ限られないし、また理論上もそのような場合に限る必要はないと述べられている。